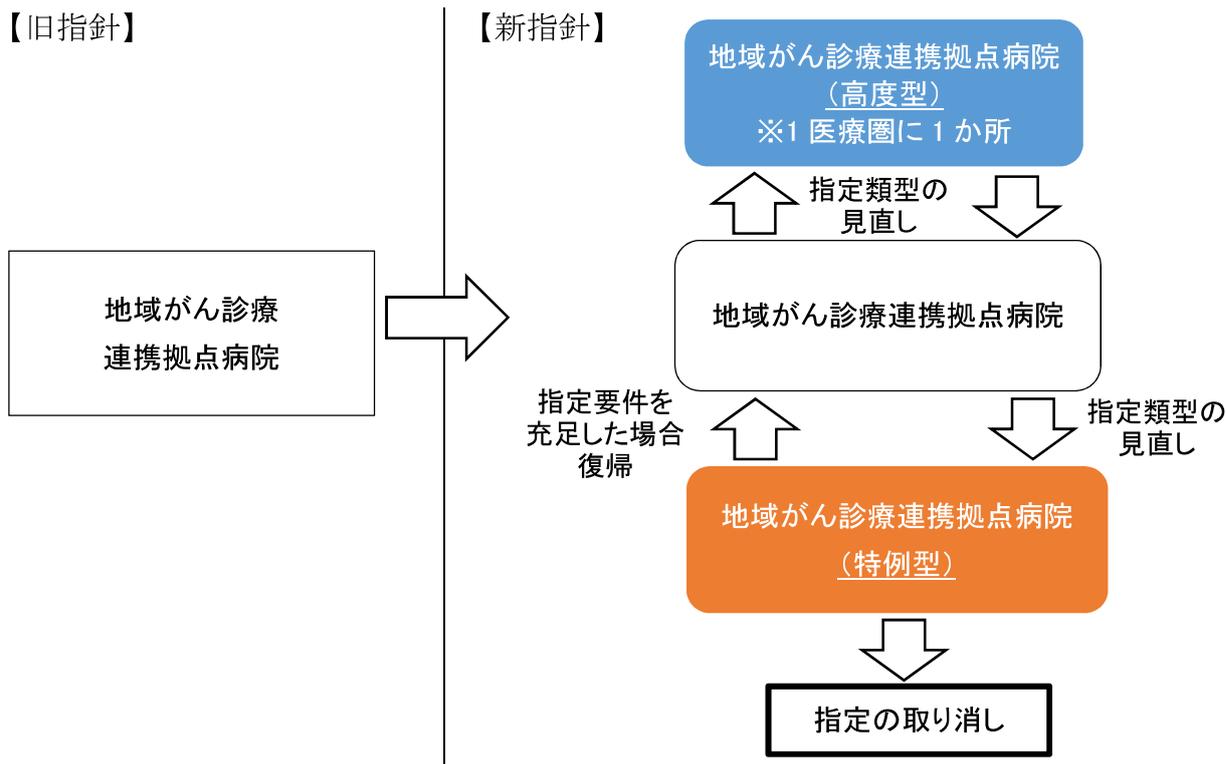


がん診療連携拠点病院（高度型）の推薦について

1 がん診療連携拠点病院（高度型）について

国整備指針において、「都道府県知事はその診療機能等が高いものとして推薦する医療機関について、指定の検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が適当と認めるものを、特に、地域がん診療連携拠点病院（高度型）として、指定の類型を定めることができるものとする。」とされている。ただし、地域がん診療連携拠点病院（高度型）の指定は、同一のがんの医療圏に一カ所とする。



2 地域がん診療連携拠点病院（高度型）の要件

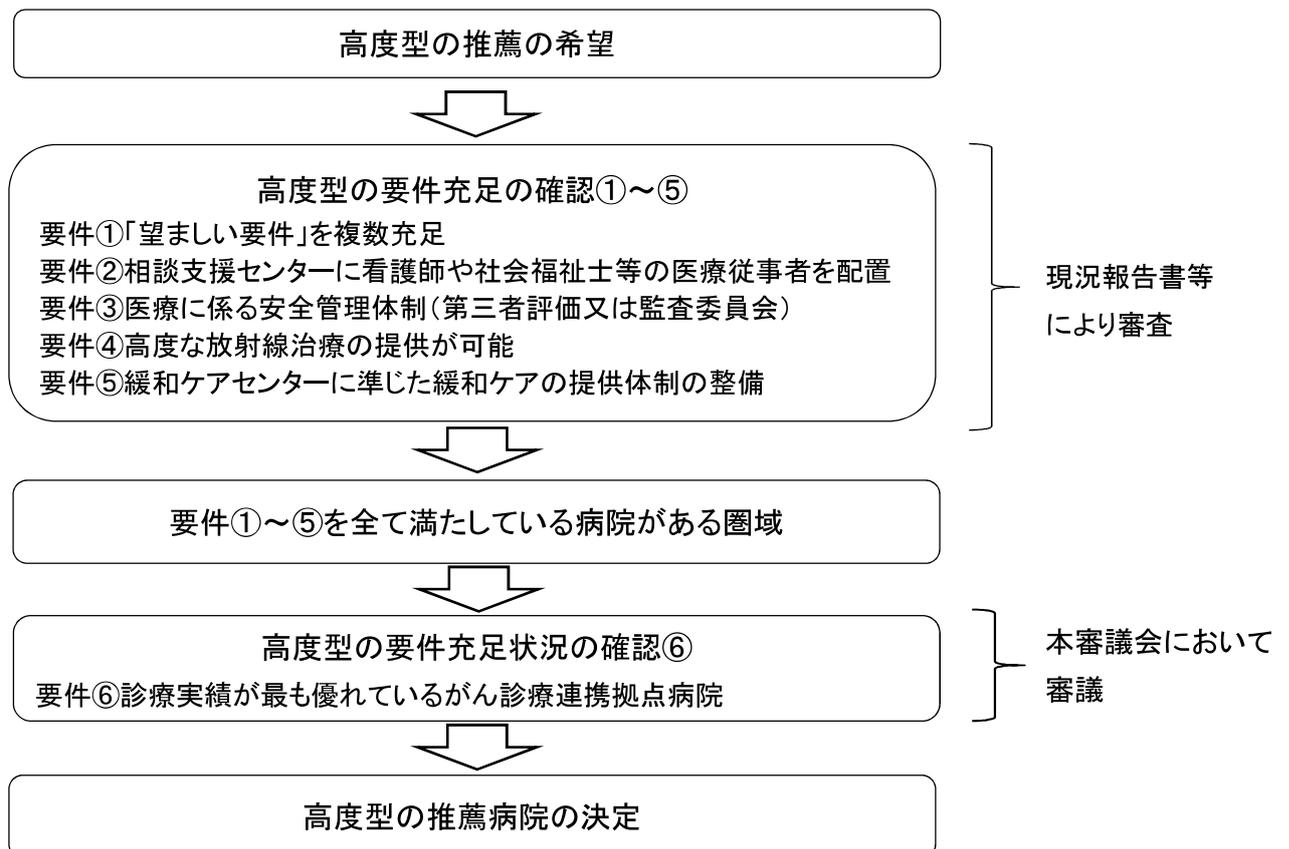
高度型については、地域がん診療連携拠点病院の要件を満たしていることを加え、以下の要件を満たしている必要がある。

- ① IIの1～7において「望ましい」とされる要件を複数満たしていること。
- ② 相談支援センターに看護師や社会福祉士、精神保健福祉士等の医療従事者を配置し、相談支援業務の強化が行われていること。
- ③ 医療に係る安全管理体制について第三者による評価を受けているか、外部委員を含めた構成員からなる医療安全に関する監査を目的とした監査委員会を整備していること。
- ④ 強度変調放射線療法（IMRT）や核医学治療等の高度な放射線治療を提供できること。
- ⑤ IVの3の（3）に規定する緩和ケアセンターに準じた緩和ケアの提供体制を整備していること。
- ⑥ 同一医療圏に複数の地域拠点病院がある場合は、IIの2の（1）の①に規定する診療実績が当該医療圏において最も優れていること。

3 地域がん診療連携拠点病院（高度型）の推薦に係る本県の対応（案）

高度型の要件⑥（診療実績が圏域において最も優れている）については、各圏域において相対評価であることから、審議会において審議を行い、推薦病院を決定する。

- (1) 高度型の要件（要件⑥を除く）を満たす病院については、当審議会において高度型要件⑥について審査を行う。
- (2) 当審議会の審査において高度型の要件⑥を満たした病院を推薦する。



<高度型の要件①において「望ましい」とされる要件> (全35項目)

◇診療機能(7項目)

- ① キャンサーボードに緩和ケア担当医師や病理医も参加
- ② 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスの実施
- ③ 第三者機関による出力線量測定を行い、放射線治療の品質管理を行い、基準線量の±5%の範囲を維持
- ④ 緩和ケアチームに配置している精神症状の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師ががん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加
- ⑤ がん治療を行う病棟や外来部門には、緩和ケアチームと各部署をつなぐリンクナースを配置
- ⑥ がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーションなど、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携
- ⑦ 当該医療圏において、地域の医療・介護従事者と医療提供体制や社会的支援のあり方について情報を共有し、役割分担や支援等について年1回議論する場について既存の会議体を利用する等の工夫を行っている

◇診療従事者(17項目)

- ⑧ 緩和ケアチームに、身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤・専従の医師の配置
- ⑨ ⑧の医師は緩和ケアに関する専門資格を有している
- ⑩ 緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤・専任の医師の配置
- ⑪ 2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置
- ⑫ ⑪の診療放射線技師は放射線治療に関する専門資格を有している
- ⑬ 専任かつ常勤の放射線治療における技術者は医学物理学に関する専門資格を有している
- ⑭ 放射線治療室に配置する専任の常勤看護師は放射線治療に関する専門資格を有している
- ⑮ 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有している
- ⑯ 外来化学療法室に配置する専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師はがん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有している
- ⑰ 緩和ケアチームに協力する薬剤師の配置
- ⑱ ⑰の薬剤師は緩和薬物療法に関する専門資格を有している
- ⑲ 緩和ケアチームに協力する医療心理に携わる者の配置
- ⑳ ⑲の医療心理に携わる者は公認心理師又はそれに準ずる専門資格を有している
- ㉑ 緩和ケアチームに協力する相談支援に携わる者の配置
- ㉒ ㉑の相談支援に携わる者は社会福祉士等であること
- ㉓ 専任の細胞診断に携わる者は細胞診断に関する専門資格を有している
- ㉔ 各診療科の医師における情報交換・連携を恒常的に推進する観点から、各診療科が参加する話し合いの場等を設置

◇研修の実施体制(3項目)

- ㉕ 医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促している
- ㉖ 原則として、当該医療圏においてがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断、副作用対応を含めた放射線治療・薬物療法の推進及び緩和ケア等に関する研修については、実地での研修を行うなど、その内容を工夫する
- ㉗ 歯科医師等を対象として、がん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力

◇情報の収集提供体制(5項目)

- ⑳ 地域の医療機関からの相談依頼があった場合に受け入れ可能な体制を整備
- ㉑ 相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制の整備
- ㉒ 就労に関する相談は産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携により提供
- ㉓ 院内がん情報を取り扱うに当たっては、情報セキュリティに関する基本的な方針を定める
- ㉔ がん教育について、学校や職域より依頼があった際には、外部講師として医療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努める

◇臨床研究及び調査研究(2項目)

- ㉕ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報
- ㉖ 臨床研究コーディネーター(CRC)の配置

◇医療に係る安全管理(1項目)

- ㉗ 医療に係る安全管理の体制や取り組み状況について、第三者による評価や拠点病院間での実地調査等を活用

<高度型の要件③における指針IV3(3)に規定する緩和ケアセンター>

緩和ケアセンター											
組織	<ul style="list-style-type: none"> ○緩和ケアチーム、緩和ケア外来、緩和ケア病棟等を有機的に統合 ○専門的緩和ケアを提供する院内拠点組織 ○組織上明確に位置づける 										
人員体制	<table border="1"> <tr> <td>医師</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○緩和ケアセンター長 1 人配置(常勤かつ管理的立場) ○緊急緩和ケア病床を担当する専門的な知識及び技能を有する常勤の医師 1 人以上配置(緩和ケアチームと兼任可) </td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ジェネラルマネージャー 1 人配置(専従かつ常勤で管理的立場、がん看護の専門資格保有者が望ましい) ○がん看護の専門資格を有する看護師を 2 人以上配置(専従かつ常勤(緩和ケアチームと兼任可)) </td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○緩和ケアセンター業務に協力する薬剤師を配置(がん薬物療法の専門資格を有する者が望ましい) </td> </tr> <tr> <td>相談支援員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援業務に相談支援に携わる者を 1 人以上配置(専任) (相談支援センターと兼任可。相談支援センター内にて従事可) </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ジェネラルマネージャーを中心に歯科医師や医療心理に携わる者、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等の診療従事者が連携することが望ましい </td> </tr> </table>	医師	<ul style="list-style-type: none"> ○緩和ケアセンター長 1 人配置(常勤かつ管理的立場) ○緊急緩和ケア病床を担当する専門的な知識及び技能を有する常勤の医師 1 人以上配置(緩和ケアチームと兼任可) 	看護師	<ul style="list-style-type: none"> ○ジェネラルマネージャー 1 人配置(専従かつ常勤で管理的立場、がん看護の専門資格保有者が望ましい) ○がん看護の専門資格を有する看護師を 2 人以上配置(専従かつ常勤(緩和ケアチームと兼任可)) 	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> ○緩和ケアセンター業務に協力する薬剤師を配置(がん薬物療法の専門資格を有する者が望ましい) 	相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援業務に相談支援に携わる者を 1 人以上配置(専任) (相談支援センターと兼任可。相談支援センター内にて従事可) 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ジェネラルマネージャーを中心に歯科医師や医療心理に携わる者、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等の診療従事者が連携することが望ましい
	医師	<ul style="list-style-type: none"> ○緩和ケアセンター長 1 人配置(常勤かつ管理的立場) ○緊急緩和ケア病床を担当する専門的な知識及び技能を有する常勤の医師 1 人以上配置(緩和ケアチームと兼任可) 									
	看護師	<ul style="list-style-type: none"> ○ジェネラルマネージャー 1 人配置(専従かつ常勤で管理的立場、がん看護の専門資格保有者が望ましい) ○がん看護の専門資格を有する看護師を 2 人以上配置(専従かつ常勤(緩和ケアチームと兼任可)) 									
	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> ○緩和ケアセンター業務に協力する薬剤師を配置(がん薬物療法の専門資格を有する者が望ましい) 									
	相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援業務に相談支援に携わる者を 1 人以上配置(専任) (相談支援センターと兼任可。相談支援センター内にて従事可) 									
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ジェネラルマネージャーを中心に歯科医師や医療心理に携わる者、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等の診療従事者が連携することが望ましい 										
人員体制以外	<ul style="list-style-type: none"> ○看護師等による定期的ながん患者カウンセリングを行う ○看護カンファレンスを週 1 回程度開催し、患者等の苦痛に関する情報を外来や病棟看護師等と共有 ○緊急緩和ケア病床を確保し、かかりつけ患者等からの紹介患者を対象として、緊急入院体制を整備 ○地域の病院等の診療従事者と、緩和ケアにおける連携協力に関するカンファレンスを月 1 回定期的に開催 ○連携協力している在宅療養支援診療所等の患者の診療情報に係る相談等、いつでも連絡を取れる体制を整備 ○相談支援センターと連携し、がん患者等からの緩和ケアに関する高次の相談支援を提供する体制を確保 ○定期的に緩和ケアに関する院内研修会等を開催し、修了者を把握する等、研修の運営体制を構築 ○緩和ケアセンターの構成員が参加するカンファレンスを週 1 回以上開催し、緩和ケアセンターの運営に関する情報共有や検討を行う 										